

# 訪問看護 重要事項説明書 (医療保険用)

## 1. 事業所の概要

|                         |                                      |             |
|-------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 事業所名                    | 医療法人宗斉会訪問看護ステーションれんげ                 |             |
| 所在地                     | 広島県三原市須波ハイツ2丁目2番5号                   |             |
| 提供可能サービス及び<br>介護保険事業所番号 | 訪問看護                                 | 3460990033号 |
| 代表者                     | 理事長 有本之嗣                             |             |
| サービス提供責任者               | 田坂 ひさ子                               |             |
| 電話                      | TEL 0848-69-1900<br>FAX 0848-69-2370 |             |
| サービス提供地域                | 三原市 竹原市(ただし鷺浦町、久井町、大和町を除く)           |             |

## 2. 事業所の職員体制等

| 従業員の職種              | 職員数         | 勤務形態                 |
|---------------------|-------------|----------------------|
| 管理者                 | 1名          | 常勤 看護師兼務             |
| 看護職員<br>理学療法士 言語聴覚士 | 2.5名<br>適等数 | 常勤換算方法にて<br>実情に応じて配置 |

## 3. 営業時間

|             |            |
|-------------|------------|
| 平日(月曜日～金曜日) | 8:30～17:00 |
| 土曜日         | 8:30～12:30 |

(注) 日曜 祭日 8月15日及び国民の休日はお休みさせていただきます

(注) 年末年始(12/30～1/3)は「休祭日」の扱いとなります

#### 4. サービス利用料及び利用者負担

- ・医療保険対応

以下は自己負担（10割負担分）の料金です

- ① 基本療養費 5、550円×訪問回数  
管理療養費 7、400円（月1回）+3、000円

◎利用回数の例

1回利用 5550円+7400円 =12950円  
2回利用 5550円2回+7400円+3000円×1回=21500円  
3回利用 5550円3回+7400円+3000円×2回=30050円・・・  
訪問看護ベースアップ評価料 780円

（理学療法士、言語療法士の訪問も同額）

- ・24時間対応 体制加算 6520円/月
- ・特別管理指導加算 2500円 5000円/月（管理項目による）

#### 自己負担金はずぎのいずれかの方法にてお支払いいただくようになります

- A. 現金払い・・・1ヶ月の利用料をまとめた請求書が発行されてからお支払い願います
- B. 郵便局自動引き落とし・・・あらかじめ登録した郵便局口座より、1ヶ月分の利用料を自動的に引き落としできます。（手数料は当事業所にて負担致します）
- C. 償還払い・・・居宅サービス計画を作成しない場合（緊急時等）などは、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求する事になります

#### 5. キャンセル

- 1 利用者がサービスの利用の中止をする際には速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先 TEL 0848 - 69 - 1900

- 2 利用者の都合でサービスを中止される場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

#### 6. 当事業所のサービス方針等

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援します。又利用者に適切なサービスが総合的活効率的に提供されるように援助を行いません。

## 7. 訪問看護の内容

次のとおりとする

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## 8. 事故発生時の対応

- (1) 必要な措置を講じます。(救急車の手配、医師への連絡等)
- (2) 事業者は事故が発生した報告を、速やかに市町村、利用者の家族 介護支援専門員等に行います。
- (3) 当事業所の過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額させていただきます

## 9. 秘密の保持について

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らすことはありません。

## 10. 事業計画、サービス提供記録等の閲覧

事業計画やサービス提供記録等に関して、利用者もしくは利用希望者とその家族が希望される場合は、いつでも閲覧することができます。希望される方は、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員まで提出してください。

## 11. 高齢者虐待の通報義務に関して

訪問看護師は高齢者虐待の早期発見に努め、又は在宅療養者が虐待を受けていると発見した場合は通報義務又は通報努力が課せられています。

## 12. ハラスメント対策の強化

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていきます。

またカスタマーハラスメント(利用者やその家族などからの著しい迷惑行為)の防止にも取り組みます。職員の心身に危害が生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生、再発生を防止することが著しく困難な場合、当該従事者ないし事業所が利用者へサービス提供することが困難となった場合は契約解除を行うことがあります。

### 13. その他

- (1) サービス事業者に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 体調不良や感染症など、当日の状態によってサービスを中止させていただく場合があります。
- (3) 災害時（台風、大雨 大雪等による異常気象及び地震による災害が予想される場合）はその日の営業を中止、変更させていただく場合があります。

### 14. 相談窓口、苦情対応

- (1) 苦情処理の手順
  - 1. 苦情の受付
  - 2. ステーション管理者への報告
  - 3. 訪問看護、介護支援専門員、関係機関等で協議検討を行う
  - 4. 対応、改善する
- (2) 苦情・相談窓口  
以下の窓口にて苦情・相談を受け付けております。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ① 訪問看護ステーションれんげ<br><br>管理者 田坂ひさ子 | 三原市須波ハイツ2丁目2番5号<br>電話番号 (0848) 69-1900<br>FAX番号 (0848) 69-2370<br>受付時間 8:30~17:00 |
|----------------------------------|---|